

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設業課	令和4年度営繕積算システム等整備業務	令和4年7月1日	1,035,100	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	東京都港区西新橋3-25-33	第167条の2第1項第2号	<p>営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理化を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と都道府県及び政令指定都市が積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム開発利用協議会」を発足した。</p> <p>営繕積算システムは、本協議会からの依頼により(一財)建築コスト管理システム研究所が開発・整備し、著作権・所有権を有していることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
2	技術・建設業課	令和4年度フライアッシュコンクリートに関する品質確保等検討業務委託	令和4年8月15日	7,964,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、現在の沖縄県におけるフライアッシュコンクリート配合・施工指針(以下、FAC指針)では品質・性能が確認されていないフライアッシュ(HrFA)を、FAC指針に追加するため、令和3年度までに行った各種試験結果を整理し、FAC指針改訂(案)を作成する。</p> <p>作成にあたっては、「沖縄県のコンクリート構造物の現状やフライアッシュコンクリートの特性を熟知していること」、「FAC指針を用いてコンクリートを製造・設計・施工する機関等と利害関係のない公正・公平な立場で検証すること」が求められる。</p> <p>沖縄県建設技術センターはこれらの要件を備えた唯一の機関であるため、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	技術・建設 業課	令和4年度電子 納品保管管理 業務委託	令和4年9 月8日	990,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共施設情報管理システム」を活用し、電子納品(成果品データ)を保管管理するものである。併せて電子化されていない過去の成果(マイクロフィルム等)を電子化し、同システムに登録する事により、さらなる利便性の向上を図る。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターでは、沖縄県土木建築部所管の公共施設情報を統合的に管理する「公共施設情報管理システム」を構築し、電子納品の他、道路、河川、海岸等、各データの管理・提供を開始しているところである。</p> <p>同システムを活用した電子納品保管管理を実施することにより、台帳等の管理施設情報と連携して、工事、委託の電子成果品データが検索、取得できるため、これまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援が可能であるため、同システムに関する著作権・所有権を有する沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約
4	河川課	河川情報シス テム保守点検 業務委託(R4 -2)	令和4年9 月27日	7,810,000	日本無線(株)九州支社	福岡県福岡市博多区綱 場4-2	令第167条 の2第1項第 2号	<p>本業務は、沖縄県河川情報システムのうち、雨量、水位等のデータを収集するシステムである河川及び砂防テレメータシステムの保守点検を行う業務である。</p> <p>沖縄県河川情報システムは、浸水被害の恐れのある県内主要河川において雨量、水位等の河川情報を収集、分析し、関係機関や沿川住民に迅速に伝達することにより水防活動や沿川住民の避難対策の支援に資することを目的としていることから、河川管理及び水防業務を遂行する上で特に重要である。</p> <p>本業務は、既存のシステムと密接不可分な関係にあること、システム導入者がプログラムの開示をしていないことにより、設置した者にシステムや設備の改修等を履行させなければ、円滑な運用に支障が生じること、障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあることから、システム導入者である日本無線株式会社との随意契約とした。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	海岸防災課	令和4年度 公共土木施設情報管理業務(海岸)	令和4年8月10日	6,501,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、海岸保全施設の維持管理上、重要な最新の長寿命化計画と、巡視点検結果及び、排水施設管理状況について、調査収集した情報を、「OCTC公共施設情報管理システム」へ登録し、地図情報と紐付けて土木事務所等と共有することを目的とする業務である。(公財)沖縄県建設技術センターは、道路、河川、海岸など公共施設情報を統合的に管理する「OCTC公共施設情報管理システム」の著作権・所有権を有し、運用していることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
6	海岸防災課	令和4年度 土砂法基礎調査照査業務委託	令和4年8月30日	1,441,000	一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構	東京都千代田区平河町2丁目7番4号	第167条の2 第1項第2号	本業務の遂行には土砂災害防止法について高度な知識をもっていることはもちろんのこと、全国的な土砂災害防止法の運用状況及び基礎調査結果を適正に照査できる能力を有していることが求められる。(一財)砂防フロンティア整備推進機構は、本業務を遂行するに必要な技術力、情報、知識を有している唯一の機関であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
7	港湾課	令和4年度 中城湾港(泡瀬地区)整備効果広報業務委託	令和4年9月5日	3,355,000	(株)クリード沖縄	沖縄県浦添市内間5丁目10番15号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、人工海浜における海水浴等の体験会の実施となっており、これを安全かつ円滑に実施するため、ハブクラゲ侵入防止ネットをリースでき、マリンレジャー体験と海水浴の安全管理の両方について対応可能であることが必要である。 左記業者は、期間中にハブクラゲ侵入防止ネットをリースでき、マリンレジャー体験と海水浴の安全管理の両方について対応可能な県内唯一の業者であったことから、当該業者と契約した。	特命随意契約
8	空港課	R4離島空港利活用促進支援業務	令和4年7月28日	17,390,956	PwC アドバイザリー合同会社	東京都千代田区大手町1丁目1番1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	空港課	R4与那国空港 民間活力導入 可能性調査業 務	令和4年8 月10日	11,632,060	PwC アドバイザリー合同 会社	東京都千代田区大手町1 丁目1番1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合得点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
10	空港課	令和4年度沖 縄県管理空港 浸水水対策基 本計画策定業 務	令和4年9 月12日	21,340,000	(株)日本空港コンサルタ ンツ	東京都中央区勝どき1丁 目13番1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合得点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
11	空港課	離島空港ターミ ナルビル昇降 機改修工事監 理業務	令和4年8 月30日	3,062,400	(有)アカナ設備設計	沖縄県宜野湾市真志喜 3-15-15	第167条の2 第1項第8号	本業務は、久米島空港、南大東空港の昇降機改修工事における監理業務である。 一般競争入札に付したが、応札業者がなかったことから、昇降機設置工事において基本設計・実施設計・工事監理のいずれかを実績にもつ3者から見積を徴取し、左の社を地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく不落随意契約の相手方とした。	
12	空港課	多良間空港 ターミナル昇降 機改修工事	令和4年9 月30日	23,100,000	沖縄東芝エレベータ(株)	沖縄県那覇市字銘苅180 番地7	第167条の2 第1項第2号	本工事は、多良間空港ターミナルビルに設置されている既設エレベーター1基について、建築基準法施行令の一部改正に伴い戸開保護装置等の追加及び耐震改修を行うものである。 エレベーターは各社独自の特殊な技術、機器または設備等により製造しており、製造メーカー及び系列業者でなければ改修部品の追加や制御装置等の改修ができないことから、系列業者である左の者と契約した。	特命随意 契約
13	都市計画・ モノレール 課	令和4年度沖 縄の風景づくり 復帰50周年記 念事業運営等 業務	令和4年7 月4日	15,785,000	沖縄しまたて協会・丸正 印刷共同企業体 ①一般社団法人 沖縄し またて協会 ②丸正印刷株式会社	①沖縄県浦添市勢理客 勢理客四丁目18番1号 ②沖縄県西原町小那覇 1215番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は当該業務の履行に最も適したのものとして特定されたことから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	都市計画・ モノレール課	令和4年度沖 縄らしい風景づ くりに係る人材 育成業務	令和4年7 月7日	15,946,970	沖縄しまたて協会・沖縄 の風景を愛さする会共同 企業体 ①一般社団法人 沖縄し またて協会 ②特定非営利活動法人 沖縄の風景を愛さする会	①沖縄県浦添市勢理客 勢理客四丁目18番1号 ②沖縄県那覇市泊1丁目 16番4号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は当該業務の履行に最も適したものとして特定されたことから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
15	都市計画・ モノレール課	令和4年度沖 縄県景観向上 行動計画改定 等業務	令和4年7 月13日	13,574,000	株式会社国建	沖縄県那覇市久茂地一 丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は当該業務の履行に最も適したものとして特定されたことから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
16	都市計画・ モノレール課	令和4年度沖 縄県景観評価 システム運用 支援業務	令和4年7 月28日	13,131,800	パシフィックコンサルタン ツ株式会社沖縄支社	沖縄県那覇市前島三丁 目1番15号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は当該業務の履行に最も適したものとして特定されたことから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	建築指導課	令和4年度簡易診断技術者派遣等事業委託業務	令和4年9月5日	13,875,400	特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター	沖縄県浦添市安波茶1丁目32番13号 大平インタービル2階	第167条の2 第1項第2号	本業務は建築構造に関する高度な知識と、構造解析に関するノウハウを有することが要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。参加表明書、技術提案書について技術審査会及び指名審査会において審査し、左記の者を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
18	建築指導課	令和4年度被災建築物の応急危険度判定体制整備業務	令和4年7月19日	2,077,900	公益社団法人 沖縄県建築士会	沖縄県浦添市西原1-4-26	第167条の2 第1項第2号	本委託業務は、大規模な地震が発生した場合に余震等による建築物の倒壊や部材の落下等による二次災害の発生を防止するため、被害を受けた建築物の危険度を迅速に判定し、これを表示する判定士を養成するための講習会、模擬訓練業務を委託するものである。 契約の目的物に特殊な性質があり、特殊な技術等を必要とするため、契約の性質・目的が競争入札に適しないと判断されることから、左記の者を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
19	住宅課	令和4年度住宅関連情報提供事業及び技術者育成事業委託業務	令和4年8月9日	6,417,400	沖縄県建築士事務所協会・沖縄県建築士会 共同企業体 ①一般社団法人沖縄県建築士事務所協会 ②公益社団法人沖縄県建築士会	①沖縄県浦添市西原1丁目4番26号 ②沖縄県浦添市西原1丁目4番26号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、提案力及び専門性に優れており、総合得点が高かったため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	住宅課	令和4年度風土に根ざした家づくり手引書改訂業務	令和4年9月22日	6,022,500	公益社団法人沖縄県建築士会	沖縄県浦添市西原1丁目4番26号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、内容に不備がなく、優れた内容であると評価されたため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
21	施設建築課	県営浦添市街地住宅・大山高層住宅昇降機改修工事監理業務	令和4年7月1日	2,398,000	(株)環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地一丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	<p>当該業務は、公営住宅の昇降機設備における現行耐震基準等への適合化等を行うための改修工事の監理業務である。</p> <p>当該工事の設計業務については、平成29年度に上記設計者により完了しており、さらに、直近の現況反映等のための修正設計業務を平成31年度に上記設計者により実施して完了している。</p> <p>対象工事は既存設備を改修する工事であるため、机上の検討や現場確認だけでは分からない部分が発生し、修正設計の必要が生じる可能性が考えられる。また、各工事とも団地住民が平常通りに居住している中での工事となることから、工事中は住民の安全確保が最重要となり、さらには工事期間中は昇降機が使用できない事もあるため、改修工事の進捗状況で住民生活に多大な影響を与えることとなる。そのため、工事は安全かつ円滑な施工及び進捗が必要になり、現況を詳細に把握したうえで監理業務を遂行する必要があった。</p> <p>本件工事の設計業務の受注者である(株)環境設計国建は、綿密な現場調査及び改修履歴、並びに昇降機の利用状況の確認を行っており、該当昇降機において既存施設を運用しながらの施工の留意事項等も把握している。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条の規定に該当するものとして、左記設計者を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	施設建築課	県営高原団地 建替工事設計 意図伝達業務 (第1期)	令和4年7 月4日	1,232,000	(有)かなえ設計・(有)朗 設計・(有)環境空間 設 計共同体 ①(有)かなえ設計 ②(有)朗設計 ③(有)環境空間	①沖縄県那覇市字仲井 真400番地1海邦産業ビ ル302号 ②沖縄県宜野湾市普天 間二丁目7番9号 ③沖縄県名護市宮里7丁 目2番3号	第167条の2 第1項第2号	当該業務は、県営住宅建替工事の設計意図 を正確に伝えるための質疑応答・説明、及び 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意 図の観点からの検討・報告等である。 当該工事の設計業務については、令和2年 度に左記の設計者により完了している。 このことから、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし 書きの規定に該当するものとして、左記設計者 を随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
23	施設建築課	沖縄県総合福 祉センター空調 設備更新工事 監理業務	令和4年7 月5日	3,256,000	(株)設備研究所	沖縄県那覇市若狭1-3-2	第167条の2 第1項第2号	当該監理業務の対象となる工事は、沖縄県 総合福祉センターの空調設備を更新する内容 であり、西棟、東棟を含めた施設全体にわたる 工事となっており、かつ、多数の入居団体が利 用している施設を運用しながらの施工が求め られているものである。 また、当該工事の設計は、目視で確認できる 範囲で行なったものであり、状況を確認しなが ら工事を進めるため、施工段階で新たな事項 が確認された場合には、変更設計等迅速な対 応が必要となるものである。 このように、関係者が多い施設を運用しなが ら、限られた工期内で大規模な更新工事を行 う施設上の制約があることから、不測の事態に 迅速に対応するためにも、工事の監理者は、 施設や敷地周辺の状況、施設の利用状況、管 理者の要望等を十分に把握している必要が あった。 左記の契約相手方は、設計業務の実施を通 じ、施設や施設利用者の状況把握等に精通し ていることから、左記相手方と監理契約を結ぶ ことにより、工事の確実かつ円滑な進行が図 れるものと思慮された。 以上のことから、地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条た だし書きの規定に該当するものとして、左記相 手方を随意契約の相手方とした。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	施設建築課	沖縄県八重山合同庁舎昇降機更新工事監理業務	令和4年7月12日	1,375,000	(株)環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地一丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	<p>当該工事監理業務の対象となる工事内容は、沖縄県八重山合同庁舎の1号エレベータ・2号エレベータの撤去更新及びアスベスト除去工事であり、施設を運用しながらの工事となっている。</p> <p>また、改修工事の設計は、目視で確認できる範囲で行ったものであり、施工に当たっては状況を確認しながら進めるため、変更設計等迅速な対応が必要となるものである。</p> <p>計画変更が生じた際の検討業務も含まれており、施設を運用しながらの改修工事で、作業に制約のあるなか、不測の事態に迅速に対応するには、現場の状況に精通している必要があった。</p> <p>左記相手方は、設計業務の実施を通じ、施設管理者との調整、現場調査及び計画の決定に至る過程も熟知しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮された。</p> <p>以上のことから、左記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に基づき随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	施設建築課	電気自動車充電設備整備工事(R4)監理業務	令和4年7月12日	1,980,000	(株)二基設計	沖縄市池原4丁目1番30号	第167条の2 第1項第2号	<p>当該工事監理業務の対象となる工事内容は、沖縄県本島・宮古島・石垣島内の計21施設100基の電気自動車用充電設備設置工事であり、施設を運用しながらの工事となっている。</p> <p>また、当該工事の設計は、目視で確認できる範囲で行っており、施工段階で新たな事項が確認された場合には、変更設計等迅速な対応が必要となる。</p> <p>施設所在地が広範囲にわたり、施設を運用しながら工事を行うという施設上の制約があり、限られた工期内に21施設を監理しなければならず、効率的な工程管理・調整が求められ、不測の事態に迅速に対応するには、現場の状況に精通している必要があった。</p> <p>左記相手方は、設計業務を担当していることから、施設管理者との調整、現場調査及び計画の決定に至る過程も熟知しており、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮された。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条の規定に該当するものとして、上記の者を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	施設建築課	沖縄県アンダー40設計競技運営業務(R4)	令和4年7月28日	2,105,400	公益社団法人 沖縄県建築士会	沖縄県浦添市西原1-4-26	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県内の40歳以下の若手建築士を対象とした設計競技の運営業務であり、以下の理由により契約の性質上、契約を施行できるものが特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして建築関係協会3社から見積もりを徴収して左記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の相手方とした。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計競技を県内の若手建築士に広く周知する力、設計競技の募集要項を熟知し、建築設計競技に対する迅速な対応力が必要であること。 ・設計競技の運営において、他県の建築設計競技の情報を入手しやすい点や同様な建築系講習会を開催している実績などを踏まえ、今回の設計競技へも有用な設計競技運営に係る提案が可能であると思料されたこと。 ・設計競技という性質上、公平性が求められる特殊な業務であること。 	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	施設建築課	三重城合同庁舎外壁等修繕工事監理業務	令和4年8月9日	3,190,000	(有)仲本設計	沖縄県那覇市宇国場1161番地3	第167条の2第1項第2号	<p>本業務の対象となる工事内容は、外壁補修及び塗装等の改修を行うものである。</p> <p>対象工事は、設計段階において把握できない不可視部分の劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>また、対象施設は複雑な形状をしており、設計内容について細部に至るまで熟知している必要があり、さらに、施設を運用しながらの工事という制約があるため、不測の事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等迅速かつ適切な対応が求められていた。</p> <p>対象工事に係る設計業務、施設調査は左記相手方が受注しており、令和4年2月に完了しており、設計業務・現場調査をとおして、施設管理者からの要望及び現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、当該工事における不測の事態に迅速に対応でき、確実かつ円滑な進捗が図られるものと思慮された。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	施設建築課	国際物流拠点 産業集積地域 賃貸工場外壁 改修工事監理 業務(9号棟・1 5号棟)	令和4年8 月10日	1,144,000	伊佐設計工房	沖縄県うるま市赤道173- 2	第167条の2 第1項第2号	<p>当該工事監理の対象となる工事内容は、既存賃貸工場の外壁の補修を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況を確認しながら工事を進める必要があり、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合に対する工法検討等において適切な対応が求められる。また、今回の工事は施設を利用しながら工事を行うという施設運用上の制約があり、不測事態発生時には迅速な対応が求められていた。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については左記相手方が行い、令和2年12月に完了している。設計業務・現場調査をとおして、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況を把握しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮された。</p> <p>よって、左記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に基づき随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	施設建築課	開邦高校・中学校校舎改築工事(第2期)計画通知等手続き業務	令和4年8月19日	1,671,700	(有)アゴラエンジニアリング	沖縄県那覇市泊2丁目6番地1 三階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、令和4年3月31日に完了した、「開邦高校・中学校校舎改築工事(第2期)実施設計業務」(以下、「第2期設計業務」という)に係る追加業務である。</p> <p>開邦高校・中学校の校舎改築工事については、2期に分けて整備を行うもので、「第2期設計業務」は2期目の管理・普通教室棟の改築工事に係る設計業務で、対象建築物の計画通知等の取得を含むものであったが、計画通知等の申請にあたり南部土木事務所等と調整した結果、第1期工事完了後に計画通知、省エネ、構造適合性判定等の申請を行う方が手続き上好ましいことが判明し、「第2期設計業務」からこれらの業務を減として完了している。</p> <p>計画通知等の申請に係る図面や構造計算、省エネの計算等は「第2期設計業務」を受託した(有)アゴラエンジニアリング・(株)有建築事務所・(株)ハルス建築環境設計 設計共同体により完了しており、当該事務所以外に本業務を委託することは業務に後戻りが生じることから、競争入札には適しない業務である。</p> <p>なお、「第2期設計業務」は、3社の設計共同体であるが、本業務の契約にあたっては、その内容から設計共同体とするまでもなく、図面作成や構造計算等は設計共同体の代表である左記相手方が中心となり業務を実施していた。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、左記の設計事務所を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	施設建築課	大度園地公衆 トイレ改築工事 設計業務	令和4年8 月22日	1,539,268	(有)アトリエ・門口	沖縄県うるま市字江洲 598番地17	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の対象となる大度園地は、自然公園法に基づく沖縄戦跡国定公園であり、園地内施設の老朽化に伴う改築を行うにあたり、公募により設計提案(第10回沖縄県アンダー40設計競技)を求めた。</p> <p>この中で、戦跡公園という特殊性や、多くの方々にレジャー利用されている状況を踏まえ、この場に相応しい計画を行う必要があり、価格以外の諸条件をクリアすることが求められた。</p> <p>当該設計競技においては、大度園地の利用者に配慮された計画や景観への配慮、メンテナンス性などを選定基準とし、外部審査員等により、応募作品35点の中から設計案が選定された。</p> <p>金賞に選定された左記相手方の設計提案は、敷地の高低差を活かし、周辺環境と一体となるバランスの良い配置計画をはじめ、休憩所及びトイレはシンプルな形態でありながら機能的で洗練されたデザインが綺麗にまとまっている点等が高く評価された。</p> <p>よって、左記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(企画競争型随意契約による場合)に基づき随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31	施設建築課	浦添工業高校 屋内運動場解体(地上部)工事 監理業務	令和4年9 月21日	1,320,000	(株)泉設計	沖縄県那覇市楚辺3丁目 3番11号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、浦添工業高校の屋内運動場の解体工事に係る監理業務である。</p> <p>今回解体予定の屋内運動場は、地滑り防止対策工事予定の急傾斜地に隣接しており、基礎部を残したまま地上部のみを解体する工事内容となっている。</p> <p>また、基礎部と地上部の境界が明確ではなく、施工段階で解体箇所と残置箇所を慎重に確定する必要があり、解体後の急傾斜箇所の処理方法についても検討を要することが想定され、通常の解体業務等とは異なり、急傾斜地に隣接することによる構造上の制約があることから、現場の状況に特に精通した者が工事監理を行う必要があった。</p> <p>左記相手方は基本・実施設計業務を担当しており、現場の状況を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における的確な指示及び不測の事態等に対する迅速な対応が図られ、工事の確実で円滑な進捗が図れるものと思慮された。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	施設建築課	平和祈念資料館外壁等改修工事監理業務(建築)	令和4年9月29日	2,585,000	(株)西筋総合設計	那覇市小禄一丁目15番20号	第167条の2 第1項第2号	<p>監理業務の対象となる工事内容は、平和祈念資料館の長寿命化を目的として、外壁タイル・クラック補修及び屋上防水の改修を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>また、12月の閉館までは、施設を利用しながらの工事であり、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等において迅速かつ適切な対応が求められていた。</p> <p>工事監理の対象となる本施設は、施設を使用しながら劣化状況を把握する不確定差への対応要求という、施設運営・構造上の制約があった。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については左記相手方が行い、令和3年3月に完了している。設計業務・現場調査をとおして、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮された。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	施設建築課	沖縄コンベンションセンター非常用発電設備改修工事監理業務	令和4年9月30日	1,870,000	(株)ニライ設備設計	沖縄県那覇市字識名1195-1	第167条の2第1項第2号	<p>監理業務の対象となる工事内容は、コンベンションセンターの非常用発電機の全面的な更新工事であり、施設を運営しながらの工事となっている。</p> <p>当該工事の設計は、目視で確認できる範囲で行っており、施工段階で新たな事項が確認された場合には、変更設計等迅速な対応が必要となる。</p> <p>当該施設は通年で演劇やコンサート、さらには展示会やセミナーなど多種多様なイベントが開催されている。このようなイベントは関係者や団体が多岐に渡り、工事によりイベントに延期等生じた場合には、影響が大きいことから、事前に決められた期間内でしか施工できないため施工上の制約が他の施設に比べて大きい。限られた工期内で工事を遂行するためにも、監理による効率的な工程管理・調整が求められ、不測の事態に迅速に対応するには、現場の状況に精通している必要があった。</p> <p>左記相手方は、設計業務を担当していることから、施設管理者との調整、現場調査及び計画の決定に至る過程も熟知しており、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮された。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
34	首里城復興課	令和4年度 中城御殿上之御殿エリア等調査設計業務委託	令和4年7月6日	26,169,000	(株)国建	那覇市久茂地1-2-20	第167条の2第1項第2号	<p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	首里城復興課	令和4年度 首里社地区交通・観光マネジメント計画検討調査等業務委託	令和4年8月4日	25,025,000	(株)国建	那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
36	首里城復興課	令和4年度首里城復興推進事業	令和4年7月26日	14,600,000	首里城復興推進事業共同企業体 ①(有)アイディー・ブランド ②(株)沖縄映像センター ③沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合	①那覇市銘苅1丁目2番22号 前幸ビル301号 ②那覇市上之屋1丁目18番36号 ③八重瀬町字宜次695-4	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
37	首里城復興課	見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託	令和4年8月9日	16,995,000	丸正印刷株式会社・SCSK株式会社・株式会社Life is Style共同企業体 ①丸正印刷株式会社 ②SCSK株式会社 ③株式会社Life is Style	①西原町小那覇1215番地 ②東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント ③東京都渋谷区神宮前2丁目18-21 kurukku home 1F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
38	北部土木事務所	平良川砂防施設応急処理業務委託(R4)	令和4年7月28日	1,672,000	株式会社 宮太組	沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋62-3	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和4年6月18日の大雨により護岸裏が陥没した平良川砂防施設の応急処理業務委託である。 早急な対応が必要であることから、これまで河川及び海岸管理業務の受注実績を有する業者と昨年度砂防の応急処理業務の実績を有する業者を選定し、見積書を徴取した結果、左記業者と契約となった。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
39	北部土木 事務所	北部地区河川 海岸事業技術 審査等支援業 務委託(R4)	令和4年8 月5日	1,650,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、工事入札参加者から提出される技術資料を分析・整理する業務であり、発注工事情報に接することになる。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事に資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団であり、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保する体制も整備されており、発注関係事務を公正に行うことができるため選定した。</p>	特命随意 契約
40	北部土木 事務所	北部管内河川 修繕工事(R4 -2)	令和4年8 月31日	20,532,600	(株)まるくに	沖縄県名護市屋部169 4-1	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、令和3年度の危険箇所緊急点検を受けての源河川、田嘉里川、及び比地川における河川修繕工事である。</p> <p>当初、一般競争入札に付したところ全者予定価格超過となり落札に至らなかった。</p> <p>当該工事は上記のとおり危険箇所緊急点検を受けての工事であり早急な対応が必要であること、及び再度の入札手続きを行う時間的余裕がないことから、一般競争入札に参加した2者に見積書提出を依頼した結果、左記業者と契約となった。</p>	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)設 備機械損料算 定業務委託(R 4)	令和4年7 月14日	2,475,000	一般社団法人 日本建設 機械施工協会	東京都港区芝公園3丁目 5番8号機械復興会館2階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備における側径間治具の機械損料等及びセグメント製作設備や架設桁設備の間接工事費について、過年度業務を踏まえて検討・算定を行い、また、機能分離型支承設置工及び架設桁横移動工の歩掛について、検討を行う業務である。</p> <p>本業務の実施にあたっては、機械化施工の知識に精通していることや、機械損料算定及び積算基準の構成要素となる特殊機械設備に関する高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠である。</p> <p>さらに、幅広い行政分野にわたる技術的検討能力・情報収集能力が必要であるほか、中立性・公平性を有する必要がある。</p> <p>(一社)日本建設機械施工協会は、建設事業の機械化を推進し、国土の開発と経済の発展に寄与することを目的として設立された法人である。</p> <p>同協会は、機械損料に関する「建設機械等損料表」を発行しており、また、多種多様な架設設備機械を用いた橋梁架設工法に関する「橋梁架設工事の積算」を発行しており、本業務を遂行することができるのは当協会のみである。</p> <p>以上のことから、(一社)日本建設機械施工協会を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	中部土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R4-1)	令和4年7 月25日	2,915,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確保」という。)に基づき実施する総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。</p> <p>内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案))及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」という。)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167号の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
43	中部土木 事務所	県道224号線 (江洲)道路台 帳調書作成業 務委託(R4)	令和4年8 月9日	1,419,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	道路台帳調書作成業務は、道路台帳データの蓄積・管理のため、(財)沖縄県建設技術センターを利活用することとしている。このため、「契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。」により、(公財)沖縄県建設技術センターと随意契約を行った。	特命随意 契約
44	中部土木 事務所	公園事業技術 審査支援業務 委託(R4-1)	令和4年8 月8日	1,210,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>【特命随意契約とする理由】</p> <p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による発注関係事務(技術審査)である。</p> <p>申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加点対象となる重要な事項であるが、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならないことから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターは、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立された財団であるため、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関である。</p> <p>上記理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、(公財)沖縄県建設技術センターとの特命随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
45	中部土木 事務所	幸地インター線 技術審査支援 業務委託(R4 -1)	令和4年8 月26日	1,595,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>【業務概要】 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年4月1日)」(以下、品確法)に基づく総合評価落札方式による幸地インター線等の工事の発注関係事務(技術審査)に係る業務である。</p> <p>【随意契約とする理由】 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167号の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである。</p> <p>【契約相手を特定する理由】 (公財)沖縄県建設技術センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、契約相手として特定するものである。 上記の理由により同社と随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
46	中部土木 事務所	渋滞対策管理 システム検討 業務委託	令和4年9 月26日	5,126,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務を(公財)沖縄県建設技術センター(以下、センター)と随意契約する理由。 本業務はセンターが所有する『公共施設情報 管理システム』を活用し実施するものである。 そのため、同システムに関する著作権・使用権 を有するセンターと地方自治法施行令第167号 の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
47	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 4-1)	令和4年9 月30日	11,605,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>【業務内容】 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関 する法律」に基づき本事務所が発注する工事 について、工事監督代行業務及び積算代行業 務を実施するものであり、発注者の責務である 発注関係事務の適切な実施を品確法に基づき 総合的に支援する業務である</p> <p>【契約相手を選定する理由】 (公財)沖縄県建設技術センターは、実績・公 平性・中立性の観点から本業務の実施におい て、現状では他に代わる者はいないことから、 契約相手として特定するものである。 上記により随意契約を行った。</p>	特命随意 契約
48	下水道事 務所	1系2号送風機 分解整備修繕 (那覇)	令和4年7 月5日	28,560,400	大発工業(株)	沖縄県宜野湾市伊佐3丁 目13番6号	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項第8号	指名競争入札方式による公告を行い、6社が 応札したが予定価格超過となり、2度目、3度目 の入札でも予定価格超過となった。再度の入 札手続きを実施した場合、施工に必要な工期 が確保できないため、時間的余裕がないこと から、再度の入札において予定価格以上で応 札した業者を、契約の相手方として選定した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
49	下水道事務所	初沈汚泥濃縮棟No.1・No.2し 渣搬出機修繕 (那覇)(R4)	令和4年7 月13日	10,175,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁 目5番28号	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項第2号	<p>当該し渣搬出機は特注品であり、特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付、そして各部件の交換・隙間調整などは、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。</p> <p>また、部品の供給については、特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できい。汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで搬出機全体としての性能を発揮出来るものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。</p> <p>さらに、当該し渣搬出機は、本体(スクリーコンベア)だけでなく、前後段の機器及び制御盤が一体となり稼働する汚泥輸送・前処理設備であるため、修繕後の試運転や各種試験調整、設備全体としての性能確認を行うことは、現場施工をした者以外は困難である。</p> <p>以上から、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、現場施工者の(株)西原環境(旧社名:(株)西原環境テクノロジー)の子会社であり、沖縄地区担当の「(株)西原環境おきなわ」1者の随意契約を行う。</p>	特命随意契約
50	下水道事務所	沖縄県流域下 水道圧送管腐 食箇所調査業 務委託(R4)	令和4年7 月27日	14,520,000	(株)クボタ九州支社	福岡県福岡市博多区博 多駅前三丁目2番8号住 友生命博多ビル	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項第2号	<p>本業務は、圧送管を対象とした硫化水素による腐食箇所を絞り込みし及び腐食の有無を視覚調査し、劣化度を診断・評価するものであり、平成30年2月に策定された「下水道圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術導入ガイドライン(案)」(国土技術政策総合研究所)に基づく技術を活用したものである。</p> <p>これまで圧送管路に対応する調査技術・手法が確立されていなかったが、同ガイドラインで示す技術は、平成28年度下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)で採択された「下水圧送管路における硫化水素腐食箇所の効率的な調査・診断技術に関する研究」の実証研究の成果を踏まえて策定されたものであるため、同研究を受託した(株)クボタは、本業務を確実に履行できる唯一の事業者である。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
51	下水道事務所	余剰系5号ベルト濃縮機他分解修繕(宜野湾)(R4)	令和4年8月8日	17,050,000	クボタ環境エンジニアリング(株)九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	当該濃縮機は特注品であり、精密な整備が要求される機械である。特殊な構造の当該機器の組立・取付、そして各部品の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカー(株)クボタの点検修理等の委嘱を受けたクボタ環境エンジニアリング(株)九州支店を選定した。	特命随契約
52	下水道事務所	オゾン設備点検業務委託(那覇)(R4)	令和4年9月7日	6,820,000	東芝インフラシステムズ株式会社 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1-7-1(琉球リース総合ビル 12F)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>那覇浄化センター高度処理棟に設置されているオゾン設備は(株)東芝の製品であり、当該設備は二次処理水を滅菌、脱臭し、消費者へ再生水を安全に提供するための重要な設備となっている。</p> <p>オゾン設備については、その特殊性から製造メーカーが少なく、また各メーカーによってオゾン発生方法、機器構造等が異なっているため特殊な専門技術が必要である。</p> <p>以上の理由により、本設備の点検業務において地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、(株)東芝の関連会社であり、保守・点検サービスを行っている東芝インフラシステムズ株式会社沖縄支店を選定した。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
53	下水道事務所	オゾン設備材料(那覇)(R4)	令和4年9月7日	3,850,000	東芝インフラシステムズ株式会社 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1-7-1(琉球リース総合ビル 12F)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本業務は、那覇浄化センター高度処理棟に設置されているオゾン設備の点検業務において必要とされる交換部品の調達を行うものである。当該設備は(株)東芝の製品であり、二次処理水を滅菌、脱臭し、消費者へ再生水を安全に提供するための重要な設備である。オゾン設備は、その特殊性から製造メーカーが少なく、また各メーカーによってオゾン発生方法、機器構造等が異なっているため、その保守について特殊な専門技術が必要である。定期点検時に交換する消耗部品についても、当該設備を正常に稼働させるため特殊な設備との関連性を考慮のうえ選定・使用する必要がある。</p> <p>以上の理由により、部品の調達について、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、(株)東芝の関連会社であり、保守・点検サービスを行っている東芝インフラシステムズ株式会社沖縄を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約

